

第2期

苫小牧市中小企業振興審議会

報 告 書

～苫小牧市中小企業振興計画の策定に向けて～

平成29年4月

苫小牧市中小企業振興審議会

目 次

1	はじめに	1
2	背景	2
	(1) 国の動向	
	(2) 北海道の動向	
3	苫小牧市中小企業振興審議会について	3
	(1) 第1期苫小牧市中小企業振興審議会の設置	
	(2) 第1期苫小牧市中小企業振興審議会の議論	
	(3) 第1期苫小牧市中小企業振興審議会からの5つの引継ぎ事項	
	(4) 第2期苫小牧市中小企業振興審議会の動き	
4	平成28年度 市内中小企業実態調査	5
	(1) 目的	
	(2) 期間	
	(3) 調査項目	
	(4) 調査対象	
	(5) 回答率	
	(6) 結果(抜粋)	
5	創業促進部会の議論について	8
	(1) 基本的視点	
	(2) 重点施策	
6	人材育成・事業承継部会の議論について	11
	(1) 基本的視点	
	(2) 重点施策	
7	販路拡大・需要開拓部会の議論について	14
	(1) 基本的視点	
	(2) 重点施策	
8	今後の中小企業振興に向けて	18
	(1) (仮称) 苫小牧市中小企業振興計画について	
	(2) 第3期苫小牧市中小企業振興審議会への引継ぎ事項	
9	参考資料	19
	(1) 第2期苫小牧市中小企業振興審議会委員名簿	
	(2) 第2期苫小牧市中小企業振興審議会	
	(3) 三役会議(会長、副会長、部会長)	
	(4) 部会	
	(5) 勉強会	
	(6) 苫小牧市中小企業振興条例	
	(7) 苫小牧市中小企業振興審議会規則	

1 はじめに

『苫小牧市中小企業振興条例』の施行により、中小企業の振興に関する基本的事項について検討する、第1期苫小牧市中小企業振興審議会を平成25年6月に立ち上げ、「創業促進」「人材育成」「事業承継」をテーマに、中小企業の振興に関する課題の把握及び支援方法について議論しました。議論を深めた中小企業振興に関する内容は、報告書にまとめ、平成27年4月に市長へ提出しました。

第2期苫小牧市中小企業振興審議会（平成27年6月～平成29年6月）では、その報告を受け、第1期で論点となった3つのテーマのほか、実態調査結果で浮き彫りとなった「販路拡大」をテーマに加え、「創業促進部会」「人材育成・事業承継部会」「販路拡大・需要開拓部会」の3部会を立ち上げるとともに、それぞれの部会では勉強会を随時開催し、アドバイザーとして、専門家や中小企業者の生の声を聴くなど、より実態に即した議論を続けてきました。

この報告書は、審議会及び部会等において議論しました「支援する方向性」及び「重点施策等」を第3期に継承するため、また、中小企業振興のための指針として、市が平成30年度に策定を予定している「(仮称)苫小牧市中小企業振興計画」に反映するために整理したものです。第3期の審議会においても、効率的かつ効果的な中小企業振興に関する施策等について、引き続き検討していただくことを期待します。

苫小牧市中小企業振興審議会 会長 川島 和浩

2 背景

(1) 国の動向

人口減少・高齢化、競争の激化、地域経済の低迷など、経済社会の構造変化が進んでおり、国は日本経済の基盤を形成している中小企業の振興が重要な課題としています。

○平成11年12月 中小企業基本法の抜本改正

・中小企業政策の、「経営の革新及び創出の促進」「中小企業の経営基盤の強化」「経済的社会的環境の変化への適応の円滑化」の3つの基本方針を打ち出しました。

○平成22年6月 「中小企業憲章」閣議決定

・中小企業は、地域社会と住民生活に貢献する社会の主役とする重要な機能であることを鑑み、中小企業政策の基本的考え方と方針を明らかにしました。

○平成25年6月 「日本再興戦略」閣議決定

・黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やすことや開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開・廃業率10%台の実現を目指しました。また、よろず支援拠点によるワンストップサービスの実施やミラサポ¹による公的機関等の支援情報及び専門家との情報交換の場を提供する支援など、様々な再興戦略を明らかにしました。

(2) 北海道の動向

北海道では、経済の活性化や雇用の創出につなげていくため、「道内経済を牽引する産業の発展」と「地域経済活性化」を図ることが重要な課題としています。

○平成20年4月 「通称：北海道産業振興条例」の施行

・「北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例（通称：北海道産業振興条例）」は、成長力・波及力の高い産業や地域の特性に応じた産業の発展、市場の要求に即応し、市場を開拓する中小企業の育成、企業立地と地場企業の参入の一体的推進などを打ち出しました。

¹ ミラサポ:公的機関の支援情報や先輩経営者・専門家との情報交換の場を提供するサイト

3 苫小牧市中小企業振興審議会について

(1) 第1期苫小牧市中小企業振興審議会の設置

苫小牧市では、平成25年4月に施行された苫小牧市中小企業振興条例に基づき、同年6月、苫小牧市中小企業振興審議会を設置しました。

(2) 第1期苫小牧市中小企業振興審議会の議論

第1期苫小牧市中小企業振興審議会（平成25年6月～平成27年6月）では、「創業促進」「人材育成」「事業承継」をテーマに議論を深めました。審議会は、中小企業振興の先進都市である帯広市の産業振興会議の視察のほか、7回の審議会と3回の勉強会を開催し、様々な課題を抽出するとともに、課題の解決方法等について検討を続けました。

(3) 第1期苫小牧市中小企業振興審議会からの5つの引継ぎ事項

議論した解決方法や支援策等は、しっかり継続、継承することが極めて重要と考え、「第1期苫小牧市中小企業振興審議会報告書」を市長に提出し、第2期（平成27年6月～平成29年6月）に引継ぎました。

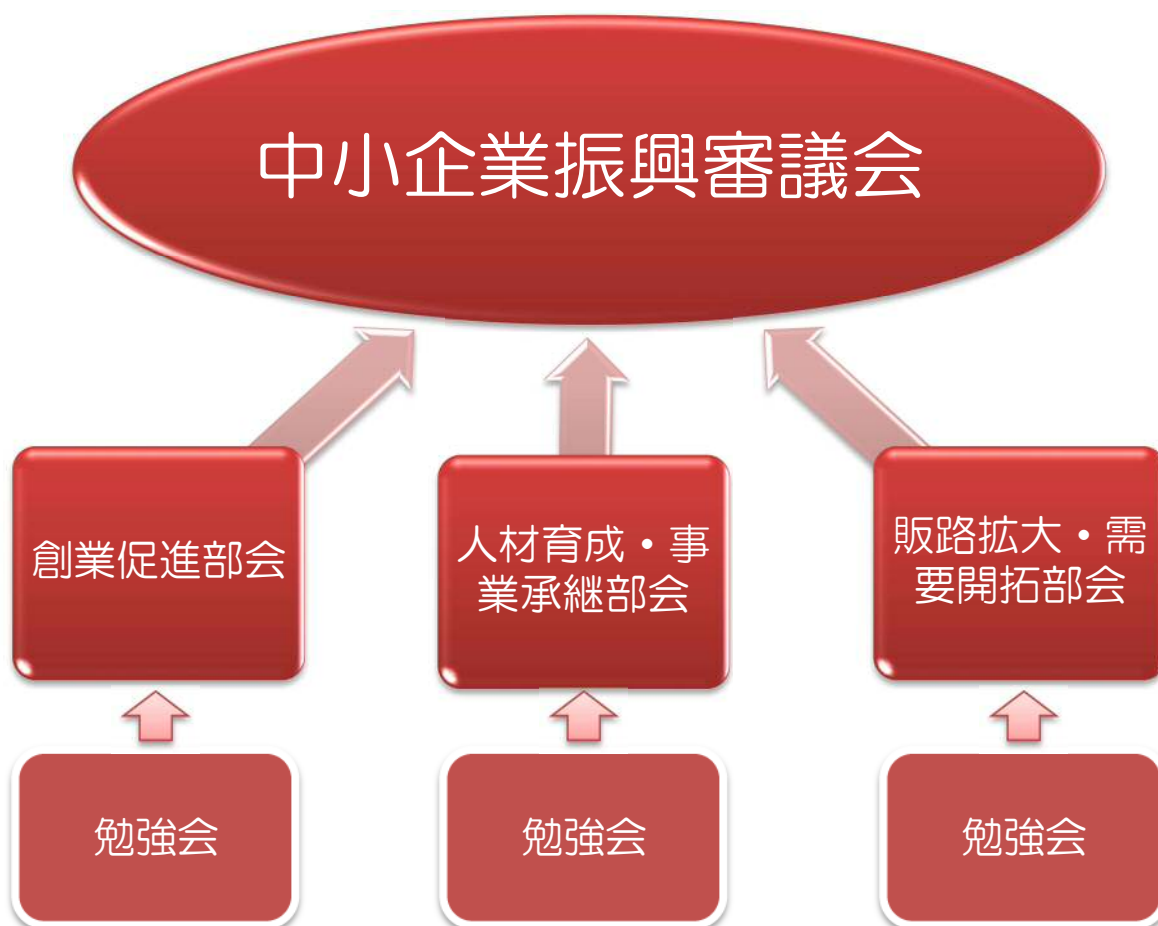
《5つの引継ぎ事項》

- 第2期のテーマは、「創業促進・人材育成・事業承継・販路拡大」を希望します。
- 中小企業振興に関する情報発信は、ホームページ等による一元化が必要と考えます。
- 各テーマで部会を設置し、部会等での議論を審議会で報告することが必要と考えます。
- 審議会等において、議題や支援方法について議論を重ね、中小企業振興が図られる総合的な計画を検討することが必要と考えます。
- 第1期は、平成25年6月12日に設置され、2年間にわたり議論を重ねてきましたが、今後も更なる検討が必要となります。本条例には、「中小企業の振興は、各主体が協働し推進されなければならない」とあります。関係者の知恵を結集して中小企業振興に取り組んでいただくことを期待します。

(4) 第2期苫小牧市中小企業振興審議会の動き

第1期から引き継いだ「創業促進」「人材育成」「事業承継」「販路拡大」の4つのテーマを集中的に議論するため、第2期では、「創業促進部会」「人材育成・事業承継部会」「販路拡大・需要開拓部会」の3部会を立ち上げるとともに、部会等において議論する中小企業振興施策をより具体的に展開するため、平成28年4月に、「市内中小企業実態調査」を実施しています。情報発信の一元化については、中小企業庁で行っている「ミラサポ」の活用促進及び支援機関における情報発信の工夫について議論しています。

また、第1期からの引継ぎ事項には、審議会等において、中小企業の課題や支援方法について議論を重ね、中小企業振興が図られる総合的な計画を策定することも謳われていることから、「(仮称)苫小牧市中小企業振興計画」の必要性についても検討しています。



4 平成28年度 市内中小企業実態調査

(1) 目的

市内中小企業の実態を把握するため、また、審議会で議論している中小企業振興施策等を、より具体的に展開するため、市内中小企業を対象とした調査を実施しました。

(2) 期間

平成28年4月1日～平成28年5月1日

(3) 調査項目

①会社概要

事業所の概要（業種、設立年、資本金）・従業員数・従業員平均年齢など

②経営に関する調査

営業利益の傾向・企業間取引・経営方針など（経営展開の方向性、市場など）

③創業に関する調査

創業時の実態（創業時の状況、動機など）

④人材に関する調査

人材確保（従業員の採用）・人材育成（育成計画、方法）・インターンシップの受け入れ・後継者の実態・承継方法など

⑤市の施策に関する調査

苫小牧市の支援策の認知度及び希望する支援施策について

(4) 調査対象

中小企業振興の観点や苫小牧の業種構成割合を考慮の上、2,500社を無作為抽出しました。

(5) 回答率

○有効調査数 2,398

○回答数 575

回答率 24.0%

(6) 結果 (抜粋)

① 中小企業の現況

会社継続年数では、創業1年～5年の事業所が2.4%と最も低くなっており、地域の活性化に必要な創業者が少なく、事業の立ち上げ時期において、経営を継続していくことが、非常に厳しいことがうかがえます。

また、従業員数では、20人以下が89.3%となっており、回答した事業所の約9割が小規模企業という結果となっています。

業種別平均年齢では、「情報通信業」「教育、学習支援業」以外の業種は、45歳以上となっており、経営者だけでなく、従業員の高齢化も進み、若者の雇用の停滞による、若年層と高齢層のアンバランス化が危惧されることがうかがえます。

② 経営状況の調査結果

過去5年間のおおむねの営業利益傾向の結果では、平成26年度の実態調査と比較すると増大は、4.5ポイント増の15.7%、減少は2.5ポイント下がり36.8%となっています。営業利益の増大が上がり、減少が下がったことを踏まえると、経済状況が大きく変動するなか、自助努力する各事業所の利益向上への意欲が顕著に現れているものと考えられます。

また、増大の理由は、「顧客の開拓や販路を拡大した」の回答が最も多く、減少の理由も「顧客の販売先が減った」が最も多い回答でした。

③創業に関する調査結果

創業時の実態では、「資金調達」や「顧客の開拓」の課題を抱える事業者が5割を超えていること。また、創業時に希望する支援策では、「創業に係る補助金支援」や「融資制度等の借入の相談」などの資金的支援のニーズが高い傾向にあることがわかりました。

④人材に関する調査結果

人材育成について「実施していない」と回答した事業所が最も多く、その理由は、「時間が無い（取れない）」「実施できる（教育できる）人がいない」などの「実施したいができない理由」が多くを占めております。人材育成の必要性について認識しつつも、その取り組みに苦慮していることがうかがえます。

後継者の実態に関しては、「廃業を考えているので後継者は不要」の回答が20%近くを占めていることから、今後は、廃業等による雇用の減少や地域内の不足業種が増えることが考えられます。

⑤市の施策に関する調査結果

事業活動を継続するための希望する支援策については、「特にない」を除き、「雇用助成」が最も多く、次いで「融資等の資金支援」となっており、中小企業にとって経営基盤を強化及び経営の安定を図るため、雇用への資金的支援を一番に希望する事業所が多いことがうかがえます。また、市の施策に関する周知度については、最も高い施策は「市融資制度及び保証料補給制度」となっています。

5 創業促進部会の議論について

(1) 基本的視点

創業を促進するためには、中長期的な視点に立ち、女性や専門的な知識及び技術を持つ高齢者を含めた創業を志す方の掘り起こしから、創業後のフォローアップまでの「創業促進及び経営基盤の強化」が重要であると考えています。

創業促進部会では、地域経済の新たな担い手となる中小企業の創業を支援する効果的な方法について検討しました。進めるにあたって、市内創業者の実態及び既存の創業支援事業を把握するとともに、創業者に対する実効性の高い支援策や幅広い視点による創業促進に必要な施策について議論を深めました。

(2) 重点施策

「創業促進及び経営基盤の強化」を進めるにあたって、重点施策を次のように定めました。

①創業希望者を創業につなげる支援

地域の活性化を図る上では、潜在する創業希望者を掘り起こし、創業につなげていくことが必要と考えます。しかし、創業希望者は、資金面や経営面で様々な不安を抱え、創業を断念してしまうケースが多いと推測されるため、市内の地域別人口及び商業立地情報の提供による事業計画立案の支援など、不安を和らげる取り組みが必要と考えます。

《主な意見》

- ◆仕事をしている方のことを考え、セミナーを開催する曜日や時間帯を工夫する。
(創業希望者の掘り起こしになると考える。)
- ◆市内中小企業の実態は、創業件数よりも廃業件数が多く、年々事業所数が減っている。創業の阻害要因を和らげ、創業につなげることが必要と考える。
- ◆創業に必要なマーケティングリサーチとして、市内地域別及び年齢別の人口情報を含む、業種別商業立地情報の発信をするべきである。

- ◆Uターンでの創業は、苫小牧市の商業立地情報及び進出する市場の状況の発信が重要になる。
- ◆創業を考えている人たちが、交流する場を作りたい。

②ターゲットを絞った創業促進支援

起業を考える女性の支援や専門的な知識及び技術を持つ高齢者の創業支援など、ターゲットを絞った創業促進支援が必要と考えます。

《主な意見》

- ◆支援するターゲットを絞り、的確な支援による創業者の掘り起こしが必要。
- ◆女性起業家の創出は、女性の社会参画や地域の活性化につながると考える。
- ◆専門的な知識及び技術を持つ高齢者に対し、経営講座などを行う創業支援は、ニーズがあると考ええる。
- ◆業種を限定したセミナーなど、少人数の濃密な支援が効果的と考える。
- ◆業種を限定したセミナーにおいて、同業種の先輩創業者からアドバイスをする場を設けてはどうか。

③支援機関の活用促進

中小企業相談所や金融機関の相談窓口など、中小企業の振興につながる支援機関について積極的に周知し、利用促進を図ることが必要と考えます。

《主な意見》

- ◆創業者への支援制度は比較的多いが、認知度が低く創業希望者まで届いていないと感じる。
- ◆支援機関や創業に関する支援事業の効果的な周知方法が課題ではないかと思う。
- ◆創業希望者が必要な情報を容易に手に入れるように工夫することができないだろうか。
- ◆各機関は独自に情報発信を行なっているが、それを連携できないものか。一方的な線ではなく面でできないか。

◆金融機関では事業計画について指導を行っている。創業希望者と創業から事業展開まで一緒に考えることにより、創業の不安を和らげることにもつながる。

◆支援機関を活用した創業者の実体験をまとめた冊子を作成し、成功した事例の紹介とともに、支援機関の利用促進を図ることはできないか。

④創業後のサポートなど、経営基盤強化に関する支援

創業後は、経営環境の変化や事業展開等により、多様な経営課題を抱えます。事業の継続と発展のため、関係機関のサポートによる経営計画の見直しや支援事業の活用など、創業後の継続的なサポートが必要と考えます。

《主な意見》

◆創業後の経営が安定するまで支援できないか。

◆中心部及び西部地区に閉店撤退が相次ぎ、商業コミュニティが成り立たない状況が見受けられる。

◆創業者にとって借りやすい融資制度があれば、経営基盤の強化につながると考える。

◆市の融資制度の金利は、比較的低利で、創業1年未満の企業でも利用でき、市内中小企業にとって有益である。

◆創業後の事業者と支援機関の接点を持つ機会を作ることが大事である。

◆創業前に作成していた事業計画が想定を下回る状況であれば、販売計画等の見直しが重要になる。

6 人材育成・事業承継部会の議論について

(1) 基本的視点

中小企業が成長するためには、従業員の確保や養成、後継者の選定や育成などの「人材確保・育成及び事業承継の円滑化」が重要であると考えています。

人材育成・事業承継部会では、人材育成に関する実態及び課題等を把握するほか、企業が競争力を高めるために行う人材育成をどのように考えているか、また、今後どのような人材育成への支援が有効であるかについて検討しました。事業承継については、後継者の選定や育成に手掛けることができない中小企業の実態を理解し、時間や資金面の負担を抑えながら後継者を育成する環境づくりについて議論を深めました。

(2) 重点施策

「人材確保・育成及び事業承継の円滑化」を進めるにあたって、重点施策を次のように決めました。

① 中小企業の人材確保支援

慢性的な従業員の不足から脱却するため、地域内外の若者や女性、高齢者等の多様な人材を確保する支援が必要と考えます。

《主な意見》

- ◆地元企業への就職希望者は多いが、雇用のミスマッチが起こっている。
- ◆苫小牧の地域性を活かし、若者の地元定着を増やす努力が大切である。
- ◆同じ職種への転職を希望する方に対するサポートが必要である。
- ◆労働人口の減少を見据えて、女性の活躍の場面を創出するとともに、託児所の充実を図るべきである。
- ◆求人に応募がない現状を踏まえ、大学等の教育機関と中小企業と連携し、学生の地元企業への認識を高めてもらう必要がある。
- ◆若者が働きやすい職場環境の形成が大切である。

②職業体験による人材育成支援

中小企業が将来の従業員となりうる学生等に対して行う、社会人基礎能力（コミュニケーション能力等）の向上や職業観を醸成するインターンシップ（職業体験）の取り組みへの支援は重要と考えます。

《主な意見》

- ◆職業観の醸成にはインターンシップの活用が重要と考えるが、「時間がない」「金銭的理由」等により活用できない背景を改善していく必要がある。
- ◆人材育成は、時間の確保や金銭面などの理由から、なかなか難しい状況にあるため、企業に代わる人材育成機関の設置が必要である。
- ◆高校生あるいは中学生が経済社会の仕組みを学び、考える必要がある。
- ◆企業側は、大卒・高卒等を採用するにあたって、インターンシップ等の職業への意識を重視する方針を明確にすべきである。
- ◆人材育成は地域社会への投資と捉えるべきである。
- ◆企業の経営目標に人材育成を明確に盛り込むことが重要である。
- ◆社会人基礎力（コミュニケーション能力等）の向上のためには、大学等の教育機関との連携が必要である。

③従業員の専門的な技能の習得と技能向上の支援

中小企業の大部分では、専門的な技能を持つ人材が不足しています。そのような課題を持つ中小企業の経営者に対して、自社の従業員が専門的な技能の習得及び向上ができる支援が必要と考えます。

《主な意見》

- ◆専門性の高い人材の確保やU・Iターンの活用など、中小企業の実態を理解した人材育成支援の環境づくりが課題である。
- ◆その場限りの研修等では効果が薄いため、繰り返して研修が継続できるような工夫をすることが重要である。
- ◆専門性及び技能育成支援の必要性に鑑み、資金面やノウハウ伝授などの相談を中小企業とやり取りする総合的窓口の設置が有効である。

④ 経営者及び後継者の育成支援

経営を取り巻く環境の変化に、柔軟に、長期的に対応していくため、中小企業の経営者及び後継者の育成については、時間や資金面の負担を抑えた効果的な支援が必要と考えます。

《主な意見》

- ◆事業の後継者がいない場合、事業を継続させるためには、会社の魅力づくりに関する支援に加えて、今後の事業承継を促す取り組みが必要である。
- ◆事業承継を円滑にするためには、苫小牧市に愛着をもつことや事業者に対する情報発信が必要である。
- ◆事業承継のノウハウの習得については、北海道中小企業団体中央会等の支援団体の協力が必要である。
- ◆補助金等の経済的な支援制度を知らない中小企業が多いため、共有できる情報内容の整備と伝達方法を構築する必要がある。
- ◆事業承継を考えるにあたって、企業の様々な事情を考慮する必要がある。
- ◆経営者のマインドを向上させるため、市や中小企業家同友会が行っている教育セミナー等の周知を積極的に行う必要がある。
- ◆経営者は経営コンサルタントに教わるだけでなく、経営者自らが明確な経営目標や経営計画を立案できるように努力することが大切である。

7 販路拡大・需要開拓部会の議論について

(1) 基本的視点

中小企業が安定した事業を継続するためには、「販路拡大及び需要開拓の促進」が重要であると考えています。

販路拡大・需要開拓部会では、企業に合わせた段階的な支援や戦略的な総合支援について検討しました。進めるにあたって、中小企業の販路拡大・需要開拓にかかるニーズを喚起する支援やリスクを回避する支援について議論を深めました。

(2) 重点施策

中小企業の販路拡大及び需要開拓を進めるにあたって、アンケート等の結果を基に課題を抽出し、「挑戦する中小企業の発掘」及び「気軽に挑戦できる環境づくり」を目指して、重点施策を次のように決めました。

① ニーズ喚起に関する支援

中小企業の多くは、販路拡大・需要開拓に伴うリスクを懸念し、その必要性を理解しながらも、踏み切ることができない状況にあると考えられます。しかしながら、安定した事業運営には販路拡大・需要開拓が不可欠であるため、その重要性について今一度認識していただく必要があると考えます。

《主な意見》

- ◆販路拡大や需要開拓の必要性に気付いてもらうことが重要である。
- ◆営業利益を横ばいで推移させるだけでも販路拡大・需要開拓にかかる努力をしなければいけないということに気付いてもらい、関心をもってもらう。
- ◆販路拡大にかかるリーフレットを作成してはどうか。
- ◆セミナーを行うことが有効ではないか。
- ◆ニーズ喚起に関するセミナー等は、方法や内容を工夫しなければ、参加者が少なくなってしまう、効果が薄くなると考えられる。
- ◆セミナー後には相談会を実施し、意欲のある中小企業にはこちらから率先してアプローチをかけ支援をしたほうが良いと考える。

②課題解明に関する支援

各支援を効果的に作用させるため、企業の抱える課題にあわせた支援方法を検討する必要があります。もっと売するためにはどうすれば良いのか、また、その商品が売れない原因はどこなのか等、商品や中小企業が抱えている課題を解明することが販路拡大・需要開拓を行う上で非常に重要です。このことから、マーケティングに関する支援が効果的だと考えます。

《主な意見》

- ◆競合他社がどんなものを作っているかを知らずに、物を作り、売っているという状況が見受けられる。
- ◆現状の経営が大変で、販路拡大・需要拡大について進めることができない状況が考えられる。
- ◆良い商品や売れる商品を生み出している企業の方が講師となり、同業種同士の勉強会を行うと良いのではないか。
- ◆「どういった支援を受けると良いか」という点については、事前にコーディネーターに相談をしたり、診断を受けると良いと考える。そうすることで、支援が企業の弱い部分に効果的に作用するのではないか。
- ◆豊富な知識や経験を持ったアドバイザーを見つけられるのであれば、アドバイザー派遣事業は非常に有効ではないか。
- ◆中小企業が気軽に相談できる場所にトータルコーディネーターが居ても良いと考える。
- ◆これからは顧客満足度の時代なので、小規模な顧客満足度調査も、支援の対象としたほうがよい。

③商品の開発に関する支援

新商品の企画は、そのターゲットやコンセプト等に矛盾が生じてしまうと、失敗するリスクが高まります。中小企業が消費者動向等に的確に対応した商品及びサービスの開発が出来るよう支援し、そのリスクを軽減することが必要であると考えられます。

《主な意見》

- ◆新商品の企画アイデアの中にある矛盾を取り除かなければ、商品開発は成功しないのではないかと。
- ◆商品のクオリティを高めることにより魅力を上げ、新たな市場を開拓することが必要となるのではないかと。
- ◆開発する商品に可能性があるかどうかを判断するのは容易ではない。
- ◆開発した商品に対して責任は取れないので、市が商品開発自体に関わることはできない。支援としては設備導入費用への補助金が一般的ではないかと。
- ◆商品開発に関する発想の気付きのセミナーやアドバイザー派遣がよいのではないかと。
- ◆アドバイザーを派遣することにより、商品開発のきっかけについての支援を行い、大きな事業になりそうであれば国等のもっと大きな支援を案内するという方法もあるのではないかと。
- ◆中小企業の商品開発アイデアを整理してまとめあげる人がいると良い。

④商品のPRに関する支援

消費者は、商品やサービスを購入する際に、商品名やメーカー名、地域ブランド等を、選択の際の「手がかり」や「よりどころ」とする傾向にあります。そのため、これまで情報発信に消極的であった中小企業や、経費が捻出できず情報発信を行っていなかった中小企業にも「商品のPR」を積極的に行ってもらう必要があります。中小企業が少ない費用で最大限の効果が出せるよう、PR方法の手ほどきや広告費の補助等多角的な支援が必要であると考えられます。

《主な意見》

- ◆チラシ、ホームページ、ブログ等の効果的な周知方法の研究など、中小企業の情報発信力の向上が課題と感じる。
- ◆様々な情報発信方法があるが、効果的な方法がわからないのではないかと。
- ◆ブランド力を企業はどう考えているのか。
- ◆中小企業の売りたい商品を一覧にしてはどうか。

- ◆展示会にかかる支援は、出展費用の補助もちろん良いが、併せて効果的な出展方法のセミナーやアドバイザーの派遣があるとよい。
- ◆広告宣伝費の補助金の利用はあると思う。
- ◆マッチングは業界を熟知していないと行うのは難しい。
- ◆商品をPRするにあたり、インターネットを活用することは重要である。

8 今後の中小企業振興に向けて

(1) (仮称) 苫小牧市中小企業振興計画について

第2期苫小牧市中小企業振興審議会では、「創業促進部会」「人材育成・事業承継部会」「販路拡大・需要開拓部会」の3部会を立ち上げ、中小企業が抱える課題や支援方法について議論を重ね、中小企業振興が図られる総合的な計画の必要性について検討しました。

議論を深めるにあたり、企業が抱える課題及び希望する支援など様々な情報を把握するため「市内中小企業実態調査」を実施しております。さらに、行政で実施している地元中小企業への支援施策については、多種多様な支援事業や取組みがあることがわかりました。

それらを踏まえ、支援する方向性とそれぞれの重点施策を体系的に考え、中小企業振興に関する施策等を総合的かつ計画的に進めるため、「(仮称) 苫小牧市中小企業振興計画」を策定することが必要であると考えます。

(2) 第3期苫小牧市中小企業振興審議会への引継ぎ事項

第3期苫小牧市中小企業振興審議会では、第2期の審議会及び各部会等で議論された「創業促進及び経営基盤の強化」「人材確保・育成及び事業承継の円滑化」「販路拡大・需要開拓」の3つの柱のもと、それぞれの重点施策及び展開する具体的な事業について、継続・継承することが重要であると考えており、しっかりと議論を深めて、より具体的に効果的なものにしていただくことを期待します。

9 参考資料

(1) 第2期苫小牧市中小企業振興審議会名簿 ※正副会長以外五十音順 敬称略

会長	川 島 和 浩 (人材育成部会)
副会長	渡 辺 末 雄 (創業促進部会 部会長)
委員	青 山 直 樹 (人材育成・事業承継部会 部会長)
委員	秋 山 集 一 (販路拡大・需要開拓部会)
委員	石 黒 保 浩 (平成28年4月委嘱) (創業促進部会)
委員	岩 佐 秀 明 (販路拡大・需要開拓部会 部会長)
委員	上 木 晴 美 (販路拡大・需要開拓部会)
委員	小 玉 泰 久 (創業促進部会)
委員	坂 本 修 (販路拡大・需要開拓部会)
委員	竹 谷 洋 二 (人材育成・事業承継部会)
委員	伴 辺 久 子 (創業促進部会)
委員	中 條 嘉 秀 (創業促進部会)
委員	西 川 良 雄 (人材育成・事業承継部会)
委員	平 井 典 男 (平成28年4月人事異動により交代) (創業促進部会)
委員	丸 山 真由美 (人材育成・事業承継部会)
委員	吉 川 祐 二 (販路拡大・需要開拓部会)

(2) 第2期苫小牧市中小企業振興審議会

平成27年 6月12日(水) 第1回苫小牧市中小企業振興審議会
平成27年 8月19日(水) 第2回苫小牧市中小企業振興審議会
平成27年10月21日(水) 第3回苫小牧市中小企業振興審議会
平成28年 2月 3日(水) 第4回苫小牧市中小企業振興審議会
平成28年 4月20日(水) 第5回苫小牧市中小企業振興審議会
平成28年 6月 8日(水) 第6回苫小牧市中小企業振興審議会
平成28年 8月24日(水) 第7回苫小牧市中小企業振興審議会
平成28年11月16日(水) 第8回苫小牧市中小企業振興審議会
平成29年 2月22日(水) 第9回苫小牧市中小企業振興審議会

(3) 三役会議(会長、副会長、部会長)

平成28年 6月 6日(月) 三役会議
平成28年11月11日(金) 三役会議
平成29年 2月15日(水) 三役会議

(4) 部会

① 創業促進部会

平成27年 6月12日(水) 第1回創業促進部会
平成27年 8月19日(水) 第2回創業促進部会
平成27年10月21日(水) 第3回創業促進部会
平成28年 2月 3日(水) 第4回創業促進部会
平成28年 4月20日(水) 第5回創業促進部会
平成28年 6月 8日(水) 第6回創業促進部会
平成28年 8月24日(水) 第7回創業促進部会

②人材育成・事業承継部会

平成27年 6月12日(水) 第1回人材育成・事業承継部会
平成27年 8月19日(水) 第2回人材育成・事業承継部会
平成27年10月21日(水) 第3回人材育成・事業承継部会
平成28年 2月 3日(水) 第4回人材育成・事業承継部会
平成28年 4月20日(水) 第5回人材育成・事業承継部会
平成28年 6月 8日(水) 第6回人材育成・事業承継部会
平成28年 8月24日(水) 第7回人材育成・事業承継部会
平成28年11月16日(水) 第8回人材育成・事業承継部会

③販路拡大・需要開拓部会

平成27年 6月12日(水) 第1回販路拡大・需要開拓部会
平成27年 8月19日(水) 第2回販路拡大・需要開拓部会
平成27年10月21日(水) 第3回販路拡大・需要開拓部会
平成28年 2月 3日(水) 第4回販路拡大・需要開拓部会
平成28年 4月20日(水) 第5回販路拡大・需要開拓部会
平成28年 6月 8日(水) 第6回販路拡大・需要開拓部会
平成28年 8月24日(水) 第7回販路拡大・需要開拓部会
平成28年11月16日(水) 第8回販路拡大・需要開拓部会

(5) 勉強会

①創業促進勉強会

平成27年 7月 6日(月) 第1回創業促進勉強会
平成27年10月 1日(木) 第2回創業促進勉強会
平成27年12月16日(水) 第3回創業促進勉強会
平成28年 6月 1日(水) 第4回創業促進勉強会
平成28年10月12日(水) 第5回創業促進勉強会

②人材育成・事業承継勉強会

平成27年 7月 6日(月) 第1回人材育成・事業承継勉強会

平成27年 7月27日(月) 第2回人材育成・事業承継勉強会

平成27年 9月11日(金) 第3回人材育成・事業承継勉強会

平成27年11月30日(月) 第4回人材育成・事業承継勉強会

平成28年 8月12日(金) 第5回人材育成・事業承継勉強会

平成28年10月12日(水) 第6回人材育成・事業承継勉強会

③販路拡大・需要開拓勉強会

平成27年 7月23日(木) 第1回販路拡大・需要開拓勉強会

平成27年10月 9日(金) 第2回販路拡大・需要開拓勉強会

平成27年12月21日(月) 第3回販路拡大・需要開拓勉強会

平成28年 3月22日(火) 第4回販路拡大・需要開拓勉強会

平成28年 5月30日(月) 第5回販路拡大・需要開拓勉強会

平成28年 7月27日(水) 第6回販路拡大・需要開拓勉強会

平成28年 9月29日(木) 第7回販路拡大・需要開拓勉強会

平成28年11月 1日(火) 第8回販路拡大・需要開拓勉強会

平成29年 1月20日(金) 第9回販路拡大・需要開拓勉強会

苫小牧市は、国内初の内陸掘込港と空港に近い利点を生かし、北海道における産業の拠点として発展を遂げてきた。この発展の原動力として、本市に立地する企業の大多数を占める中小企業が、産業及び経済を根幹から支え、大きな役割を担ってきた。

中小企業の振興により、働く人の収入が増え、消費が活性化し、雇用が創出されていくなどの良好な経済循環が生み出される。この循環が、本市の産業及び経済の活性化につながり、まちづくりを進展させ、市民生活の向上をもたらすことになる。このようなことから、中小企業の振興は、単に中小企業だけにとどまるものではなく、本市の産業及び経済と市民生活全体に関わる課題といえる。

しかしながら、経済のグローバル化、少子高齢化の進行や人口減少時代の到来など、中小企業を取り巻く経済的社会的環境は大きく変化してきており、これまで本市の産業及び経済を支えてきた中小企業の活力の低下が懸念されている。

このような中で、中小企業の活力を維持及び強化していくためには、中小企業の自主的な努力が求められるとともに、厳しい経営環境を乗り越えるべく果敢に挑戦する意欲あふれる中小企業が育つ社会環境が重要であり、市、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民が中小企業の振興は本市の発展に欠かせないものであることを認識し、全市を挙げて中小企業を支えていくことが必要である。

中小企業の振興により、中小企業が生き生きと躍動し、市民にとって豊かで暮らしやすいまちを実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、中小企業が本市の産業及び経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、市、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」という。）を総合的に推進し、もって本市の産業及び経済の発展並びに市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者でその事務所を市内に有するものをいう。
- (2) 協同組合等 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項各号に掲げる中小企業団体、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）第 2 条第 1 項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号）第 3 条に規定する生活衛生同業組合その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体でその主たる事務所を市内に有するものをいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業者及び協同組合等をいう。
- (4) 経済団体 商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）第 2 条第 1 項に規定する商工会議所その他市内において地域経済の振興に関する活動を行う団体をいう。
- (5) 大企業者 中小企業者以外の会社及び個人であって事業を営むものをいう。

(基本理念)

第 3 条 中小企業の振興は、市、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民が協働して推進されなければならない。

- 2 中小企業の振興は、中小企業者等の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重して推進されなければならない。
- 3 中小企業の振興は、経済的社会的環境の変化に的確に対応するよう推進されなければならない。
- 4 中小企業の振興は、持続的な経済循環を促進し、市民にとって豊かで暮らしやすいまちを実現するよう推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、中小企業振興施策を総合的に策定し、実施するよう努めなければならない。

- 2 市は、中小企業振興施策の実施に当たっては、国、関係地方公共団体、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民と連携及び協力するよう努めなければならない。

(中小企業者等の責務)

第5条 中小企業者等は、経営の革新(法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ)、従業員の育成等による経営基盤の強化及び経営の安定を図るよう努めなければならない。

- 2 中小企業者等は、雇用の創出を図るとともに、大学、高等専門学校、高等学校その他の教育機関との協力により、事業活動に必要な人材の育成及び確保を図るよう努めなければならない。
- 3 中小企業者等は、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めなければならない。
- 4 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、豊かで暮らしやすいまちの実現に貢献するよう努めなければならない。
- 5 中小企業者等は、地域や業種等による組織化、組織された団体への加入等により、相互に連携及び協力するよう努めなければならない。

(経済団体の責務)

第6条 経済団体は、中小企業者等の経営の改善及び創業する者の育成に向け、指導及び支援するよう努めなければならない。

- 2 経済団体は、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 経済団体は、中小企業者等の組織化、中小企業者等の相互の連携並びに中小企業者等及び大企業者の連携を促進するよう努めなければならない。

(大企業者の責務)

第7条 大企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、事業活動を行うに当たっては、中小企業者等との連携及び協力並びに中小企業者等の利用を促進し、地域経済の安定に配慮するよう努めるものとする。

- 2 大企業者は、中小企業の振興が地域経済の発展に果たす役割の重要性を認識し、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第8条 市民は、中小企業の振興が、市民生活の向上及び地域経済の発展に寄与することについて認識するよう努めるものとする。

- 2 市民は、経済循環の一翼を担う消費者として、中小企業者等が生産し、製造し、若しくは加工した商品又は提供するサービスを利用することにより、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第9条 中小企業振興施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業者等の経営の革新及び経営基盤の強化の促進を図ること。

- (2) 中小企業者等の事業活動に必要な資金融通の円滑化を図ること。
- (3) 中小企業者等の創業の促進及び事業の承継の円滑化を図ること。
- (4) 中小企業者等の事業活動に必要な人材の育成及び確保を図ること。
- (5) 中小企業者等による組織化及び連携の促進を図ること。

(財政上の措置)

第10条 市は、中小企業振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(市からの受注機会の増大)

第11条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等においては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者等の受注の機会の増大に努めるものとする。

(中小企業振興審議会)

第12条 市長の附属機関として、苫小牧市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、中小企業の振興に関する基本的事項について調査審議するほか、中小企業の振興の推進に関し市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 4 委員は、中小企業の振興に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(苫小牧市中小企業等振興条例の廃止)
- 2 苫小牧市中小企業等振興条例（昭和49年条例第5号）は、廃止する。
(苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 3 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号中「及び国民健康保険運営協議会」を「、国民健康保険運営協議会及び中小企業振興審議会」に改める。

(苫小牧市企業立地振興条例の一部改正)

- 4 苫小牧市企業立地振興条例（昭和59年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第12条中「条例は、」の次に「苫小牧市中小企業振興条例（平成25年条例第5号）附則第2項の規定による廃止前の」を加える。

苫小牧市中小企業振興審議会規則

平成25年3月21日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、苫小牧市中小企業振興条例(平成25年条例第5号。以下「条例」という。)

第12条第6項の規定に基づき、苫小牧市中小企業振興審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、条例第12条第4項に規定する者で次に掲げるもののうちから委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 中小企業者等
- (4) 経済団体
- (5) その他市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議長は、会長が行う。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうち、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(関係者の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、産業経済部産業振興室商業振興課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第6号改正)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。